

郵送による猟銃等許可事務手続きについて

猟銃等の許可申請手続き等に関して、次のとおり郵送により手続きを行うことができます。

☆ 申請書類を警察署に郵送できます。

- 郵送できる申請
 - (1) 初心者講習、経験者講習、技能講習の申込み（電話による事前予約可）
 - (2) 講習修了証明書の書換え・再交付申請
 - (3) 教習資格認定証の書換え・再交付申請
 - (4) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受許可申請
 - (5) 技能講習修了証明書の書換え・再交付申請

☆ 証明書・許可証が郵送により受け取れます。

- 郵送で受けとれる証明書・許可証等
 - (1) 初心者講習、経験者講習の修了証明書
 - (2) 技能講習の通知書・修了証明書
 - (3) 講習修了証明書の書換え・再交付した証明書
 - (4) 教習資格認定に伴う認定証及び認定証の書換え・再交付した認定証
 - (5) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受許可証
 - (6) 猟銃・空気銃所持許可証
(初めて許可証の交付を受け取る場合のみです。)

☆ 代理人による手続きができます。

- 上記手続きについて、代理人による手続きができます。
 - ・ 委任状が必要です。
 - ・ 代理人本人であることを確認するため、運転免許証等の提示が必要です。

* 注 意 事 項

● 以上の手続きをとる際は、必ず事前に住所地を管轄する警察署へ電話連絡をお願いします。

- ・ 各申請には、これまでどおりの手数料が必要です。
- ・ 郵送代金は、申請者の負担となります。
- ※証明書等は、簡易書留での郵送となります。

- ★ 郵送等を希望される方は、住所地を管轄する警察署銃砲行政担当係まで、お問い合わせ下さい。

